

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月14日

【四半期会計期間】 第32期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）

【会社名】 株式会社極楽湯

【英訳名】 GOKURAKUYU CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 新川 隆 丈

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町二丁目4番地

【電話番号】 03（5275）0580（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理部長 松本 俊 二

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麹町二丁目4番地

【電話番号】 03（5275）0580（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理部長 松本 俊 二

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第31期 第3四半期 連結累計期間	第32期 第3四半期 連結累計期間	第31期 第3四半期 連結会計期間	第32期 第3四半期 連結会計期間	第31期
会計期間		自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高	(千円)	6,886,229	7,147,081	2,311,027	2,331,678	9,570,159
経常利益 又は経常損失()	(千円)	5,971	78,223	26,502	14,974	251,167
当期純利益 又は四半期純損失()	(千円)	32,616	142,503	33,620	17,159	122,457
純資産額	(千円)			4,536,466	4,505,717	4,690,374
総資産額	(千円)			14,006,879	13,049,974	13,751,625
1株当たり純資産額	(円)			413.44	408.24	427.58
1株当たり当期純利益金額 又は四半期純損失金額()	(円)	3.08	13.45	3.17	1.62	11.56
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)					11.48
自己資本比率	(%)			31.3	33.1	32.9
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	555,512	521,081			1,225,841
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,212,913	119,741			1,088,408
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	584,768	245,625			58,871
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)			865,983	1,281,752	1,134,920
従業員数	(名)			127	134	122

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第31期第3四半期連結累計期間、第31期第3四半期連結会計期間及び第32期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
- 第32期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（名）	134 (639)
---------	--------------

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

3 臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いています。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（名）	133 (639)
---------	--------------

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

3 臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いています。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
温浴事業部門	2,331,678	0.9
合計	2,331,678	0.9

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、新興国を中心とした海外経済の回復や各種政策効果などを背景に企業収益の改善が続く中で、景気は自律的な回復の動きも見られましたが、政治の不安定に加え、長引く円高や株安、政策効果の息切れ、依然として高水準な失業率など、景気の下振れリスクも多く、先行き不透明な状況を抱えたまま推移いたしました。

また、当社を取り巻く環境におきましても、長引く厳しい雇用・所得環境による消費者の節約志向は依然強く、厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、顧客単価の向上に努めたことに加え、青果等の物販を強化したことにより、売上高は前年同期に比べやや増加しました。

一方で、お客様満足度向上のための積極的な店舗修繕の実施、奈良店の直営化並びに営業再開による追加費用の発生、中国での出店に向けた基本計画の立案や人材の確保・研修等の先行投資に伴う費用に加え、エネルギーコスト等が増加したことにより、営業損失となりました。また、投資有価証券の売却により特別利益が発生したものの、協賛金収入の減少による営業外収益の減少や、リース契約の解約に伴い特別損失を計上したこと等により、経常損失及び四半期純損失となりました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間につきましては、売上高2,331百万円（前年同期比0.9%増）、営業損失5百万円（前年同期営業損失38百万円）、経常損失14百万円（前年同期経常損失26百万円）、四半期純損失17百万円（前年同期四半期純損失33百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は13,049百万円となり、前連結会計年度末に比べ701百万円減少しました。これは主に、リース資産を自己所有にしたことによるリース資産の減少835百万円、建物及び構築物（純額）の取得550百万円、敷金及び保証金の減少676百万円等であります。

負債合計は8,544百万円となり、前連結会計年度末に比べ516百万円の減少となりました。これは主に、短期借入金の減少324百万円、リース債務の減少1,070百万円、資産除去債務の増加340百万円、長期借入金の増加448百万円によるものであります。

純資産合計は4,505百万円となり、前連結会計年度末に比べ184百万円の減少となりました。これは主に、利益剰余金の減少206百万円によるものであります。また、自己資本比率につきましては、33.1%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は1,281百万円（前年同四半期は865百万円）となりました。

当第3四半期連結会計期間に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、213百万円（前年同四半期は105百万円の獲得）となりました。これは主に税金等調整前四半期純損失16百万円、減価償却費239百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は、9百万円（前年同四半期は227百万円の使用）となりました。これは主に、定期預金の払戻しによる収入60百万円、定期預金の預入による支出30百万円、投資有価証券の売却等による収入27百万円、貸付けによる支出25百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、151百万円（前年同四半期は63百万円の獲得）となりました。これは主に、長期借入による収入800百万円、長期借入金の返済による支出381百万円、リース解約等に伴う支払額140百万円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりです。

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的とし、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる当社株式等の大規模な買付行為に対する対応策（以下、「本プラン」という。）の導入について、以下のとおり平成18年5月26日の取締役会において、決議しております。

基本方針の内容

当社グループは、「人と自然を大切に思い、人の心と体を『癒』すことにより、地域社会に貢献することで、自己の確立と喜びを感じる企業でありたい」という経営理念のもと、「極楽湯」という大規模温浴

施設を直営店とフランチャイズ店により全国展開しており、「極楽湯」が地域社会における21世紀型のコミュニティシンボルとして、多くのお客様に高水準の「健康」と「癒し」を提供し続けることを目指し、事業展開をおこなってまいります。

具体的には、以下の5項目を基本方針として策定しております。

1. 温浴施設「極楽湯」において、時代の変化や顧客ニーズを的確に捉えた、質の高いサービスを提供することで、顧客満足度を高め、企業として適切な利益を安定的に獲得する
2. あらゆるステークホルダーを重視した経営を行い、その健全な関係の維持・発展に努める
3. 各地域の文化や慣習を尊重し、地域に根ざした企業活動を通じて、経済・社会の発展に貢献する
4. 「開かれた企業経営体質」を基本に、危機管理体制の構築と法令遵守を徹底する
5. ホスピタリティ、チャレンジ精神、経営マインドを持った人材を育成する

当社取締役会は、当社における上記のような事情を踏まえ、当社株式等の大規模な買付行為が行なわれた場合に、株主の皆様が対応方法を検討するために十分な時間と情報を確保することができるよう、合理的なルールを設定させていただくことが株主共同の利益に資すると考え、本プランを導入いたしました。

不適切な支配の防止のための取組み

[本プラン導入の目的]

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主及び投資家の皆様の判断に委ねるべきものであると考えており、当社株式を取得することにより当社の経営支配権を獲得しようとする者に対して当社株式の売却を行うか否かについても、最終的には当社株式を保有する株主の皆様判断によるものと考えております。また、当社は、特定の株主のグループが当社の経営支配権を取得することになったとしても、そのこと自体により直ちに株主共同の利益が害されるということはなく、反対に、それが結果的に当社の株主共同の利益の最大化に資することもあり得るため、そのような場合であれば、特定の株主のグループが当社の経営支配権を取得することを拒むものではありません。

しかしながら、当社株式を大規模に買付け、当社の経営支配権を獲得しようとする者の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を釣り上げて、高値で株式等を会社関係者に引き取らせる目的で買付けを行う者（いわゆるグリーンメイラー）等典型的に濫用目的を持って当社株式を取得しようとしていると考えられる者や、最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、当社株主の皆様が事実上売却を強要しようとする者（いわゆる二段階強圧的買収）等が含まれていることも考えられます。また、前記のような、株主共同の利益を害する態様による買付行為に当たらない場合であっても、ある程度の経営支配権の移動が生じ得る場面において、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの判断を株主の皆様がするにあたっては、必要十分な情報の提供と一定の検討期間が与えられた上で熟慮に基づいた判断（インフォームド・ジャッジメント）を行うことができるような態勢を確保することが、株主共同の利益に資するものと考えます。

当社は、当社が把握している直近の当社株主名簿及び当社が現時点において受け取っている大量保有報告書及び変更報告書において、当社の経営支配権を獲得しようとしているか否かに関わらず、本プランの適用の可能性があるような当社株式を大規模に買付け、又は買付けようとする者の存在を特に認識しておりませんが、将来において、そのような者が登場することはあり得るところであると考えます。そこで、前記のような観点から、株主共同の利益を害することが明白な買付行為から当社の株主共同の利益を保護し、かつ、当社の株主の皆様が、経営支配権の移動が生じ得る場面において、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かを判断するにあたってインフォームド・ジャッジメントを行うことができるよう、本プランを導入するものであります。

[本プランの内容]

<本プランの適用の要件>

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20パーセント以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為又は結果として特定株主グループの議決権割合が20パーセント以上となるような買付行為（以下、総称して「大規模買付行為」といいます。なお、当社取締役会が事前に賛同の意思を表明した買付行為については、これには当たらないこととします。）に対して、適用されるものとします。

(注)1 「特定株主グループ」とは、当社の株券等（金融商品取引法（昭和23年4月13日法律25号、その後の改正を含む、以下同じ。）第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、又は当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味し、以下同じとします。

(注)2 「議決権割合」とは、特定株主グループが前記（注1）の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）をいい、特定株主グループが、前記（注1）の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいい、以下同じとします。

(注)3 「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味し、以下同じとします。

不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

<大規模買付ルールの内容>

(a. 必要十分な情報の提供)

大規模買付ルールが適用される場合、大規模買付者は、まず、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付者の行う大規模買付行為（以下、「買付提案」といいます。）の概要並びに大規模買付ルールを遵守する旨を記載した意向表明書を当社取締役会に提出しなければならないものとします。

当社取締役会がかかる意向表明書を受領した後5営業日以内に、大規模買付者に対し当社取締役会が大規模買付者に提出を求める、大規模買付者自身及び買付提案に係る情報（以下、「必要情報」といいます。）を以下の「1」乃至「6」に規定する大項目からなるリスト（以下、「必要情報リスト」といいます。）として交付します。大規模買付者は、必要情報リストに記載された必要情報を書面にて当社取締役会に提出しなければならないものとします。

当社取締役会は、提出を受けた必要情報のうち、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントに資するものと判断した情報については、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により、これを株主の皆様に開示するものとします。

- 1．大規模買付者及びそのグループに関する事項
- 2．当社株券等の取引状況
- 3．買付提案の買付条件
- 4．当社株券等の取得対価の算定根拠
- 5．資金の裏付け
- 6．当社株券等を取得した後の経営方針及び事業計画等

当社取締役会は、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家の意見も参考にして必要情報を精査し、大規模買付者から提出された必要情報が必要情報リストの要件を満たすものであり、かつ、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要十分なものとなっているか否かについて判断するものとします。

当社取締役会は、大規模買付者から提出された必要情報が必要情報リストの要件を満たすものであり、かつ、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要十分なものとなっていると判断した場合、速やかに、必要情報の提供があった旨を取締役会が適当であると判断する方法により公表するとともに大規模買付者に対し通知し、かかる公表を行った日をもって、検討期間の開始日（以下、「検討期間開始日」という。）とします。

これに対し、当社取締役会は、大規模買付者から提出された必要情報が、必要情報リストの要件を満たしていないと判断した場合、又は、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要十分なものとなっていないと判断した場合、大規模買付者に対して、必要情報リストの要件を満たすために改めて提出することが必要な情報及び株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要な情報（以下、総称して「必要的追加情報」といいます。）を提出するよう大規模買付者に求めることができるものとします。この場合、当社取締役会が、大規模買付者により、かかる必要的追加情報の提出がなされたと判断した場合、当社取締役会が適当であると判断する方法により公表することとし、かかる公表を行った日をもって検討期間開始日とするものとします。

なお、大規模買付者から提出された必要情報又は必要的追加情報に、重大な虚偽の記載が含まれていた場合には、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合と同様の措置をとることができるものとします。

（b. 検討期間）

大規模買付者は、前記の検討期間開始日を起算日として、当社取締役会が、買付者からの情報を検討した上、場合によっては買付提案に対する代替案を提示し、又は、株主の皆様が買付提案に応じて当社株券等を売却するか否かのインフォームド・ジャッジメントを行なうための期間として、一定の検討期間を設けなければならないものとします。

大規模買付者は、かかる検討期間の末日の翌日から、大規模買付行為を開始することができるものとします。

具体的な検討期間については、買付提案の評価等の難易に応じ、以下のとおりとします。但し、当社取締役会は、大規模買付者及び買付提案の内容に照らし、検討期間を以下のa又はbの期間よりも短縮することが妥当であると判断した場合、当社取締役会の裁量により、検討期間を短縮することができるものとします。

- a．現金（円貨）のみを対価とする、当社の発行済全株式を対象とする公開買付け：60日間
- b．前記a以外全ての大規模買付行為：90日間

(c . 買付提案が変更された場合)

検討期間開始日以降に、買付提案に重要な変更があった場合（かかる変更後の買付提案を以下「変更買付提案」といいます。）、当社取締役会は、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家の意見も参考にして、変更買付提案が変更前の買付提案と比較して当社又は株主の皆様にとって実質的に不利益なものでないか否かを判断するものとします。

当社取締役会が、変更買付提案が変更前の買付提案と比較して当社又は株主の皆様にとって実質的に不利益なものであると判断した場合、大規模買付者は、変更買付提案に係る必要情報（変更前の買付提案と比較して実質的に不利益となった部分に係る必要情報に限るものとします。）を当社に対して提出しなければならず、当社取締役会が変更買付提案の提出があった旨を公表した日を新たな検討期間開始日として、前記b. に従った検討期間を設けなければならないものとします。

これに対し、当社取締役会が、変更買付提案が変更前の買付提案よりも当社又は株主の皆様にとって実質的に不利益なものではないと判断した場合、従前の検討期間開始日を起算点とした検討期間が引き続き存続するものとします。

(d . 大規模買付ルールが遵守された場合)

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守して、必要情報（及び必要的追加情報）を提出し、かつ、検討期間の猶予を設けた場合には、当社取締役会は、大規模買付者又は買付提案が以下の各号に定めるいずれかに該当する場合でない限りは、仮に、当社取締役会が、買付提案に反対であったとしても、反対意思の表明、代替案の提示、株主の皆様に対する説得行為等を行うにとどめ、本プランに定める対抗措置の発動は行わないものとします。

真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、当社株式の株価をつり上げて高値で当社株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者又は特定株主グループに移譲させる目的で大規模買付行為を行っている場合

当社の経営を支配した後に当社の資産を大規模買付者や特定株主グループの債務の担保や弁済原資として流用する予定で大規模買付行為を行っている場合

当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っている場合
最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、株主の皆様が事実上売却を強要する結果となっている場合（いわゆる二段階強圧的買収）

(e . 対抗措置の発動)

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、又は、ルールを遵守した場合でも、当社取締役会が、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家の意見も参考にして、大規模買付者若しくは買付提案が、前項d.の 乃至 のいずれかに該当する場合、当社取締役会の決議により、直ちに対抗措置を発動することができるものとします。

(f . 対抗措置の内容)

当社取締役会は、対抗措置として、新株予約権の無償割当てをはじめとし、その時点の法令及び当社定款が当社取締役会の権限として認める行為を行います。具体的な対抗措置の種類及びその条件については、その時点で相当と認められるものを選択します。

但し、当社取締役会は、対抗措置の発動後であっても、大規模買付者が必要十分な必要情報の提供を行ったこと又は買付提案を変更したこと等により、大規模買付行為が、当社の株主共同の利益の向上に資するものとなったと判断した場合、並びに、大規模買付者が大規模買付行為を撤回したことにより、対抗措置の発動の必要がなくなった場合等には、法令により許容される方法により、対抗措置をとり止めることができるものとします。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われる場合に株主の皆様には割り当てられる新株予約権の概要は、以下のとおりとします。

「新株予約権の概要」

対抗措置として、新株予約権の無償割当てが行われる場合に株主の皆様には割り当てられる新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の概要は以下の各号に規定するとおりです。なお、以下の各号に規定する概要は、本新株予約権の割当てが行われる際の状況により、変更されることがあるものとします。

本新株予約権の割当ての対象となる株主等

当社取締役会は、本新株予約権の割当てを決定した場合、直ちに、会社法第124条に基づく基準日（以下、「割当基準日」といいます。）の設定を行います。かかる基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式1株につき1個の割合で本新株予約権を割り当てます。

本新株予約権の総数

割当基準日における最終の発行済株式総数から、同日において、当社の保有する自己株式を除いた数を上限とします。

本新株予約権の割当てが効力を生じる日

本新株予約権の割当てが効力を生じる日については、当社取締役会にて別途定めるものとします。

本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は1株とします。但し、当社が株式の分割又は併合等を行う場合には、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議によって定める調整式による調整を行うものとします。

本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

本新株予約権の行使により交付される当社普通株式1株当たりの払込金額は1円以上で当社取締役会が定める額とします。

本新株予約権の行使条件

大規模買付者及びその特定株主グループ並びに大規模買付者及びその特定株主グループから当社取締役会の承認を得ずに本新株予約権を取得又は承継した者は、本新株予約権を行使できないものとします。

本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要するものとします。

本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める日を初日とし、2か月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める期間とします（以下、「行使期間」といいます。）。但し、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とします。

本新株予約権の取得条項

本新株予約権には、行使期間開始日前日までの当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当社が、全ての本新株予約権を無償で取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があります。

また、本新株予約権には、一定の事由が生じたことを条件として、当社が、当社普通株式を取得対価として本新株予約権を取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があります。

本新株予約権に係る新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求がある場合に限り発行するものとします。

その他

その他必要な事項については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定めるものとします。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	36,500,000
計	36,500,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	11,529,000	11,529,000	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株であります。 株主としての権利内容に制限の ない、標準となる株式
計	11,529,000	11,529,000		

(注) 提出日現在発行数には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧転換社債等の権利行使を含む、以下同様。)により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

第5回 新株予約権

(平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づくストックオプションに係るもの)

株主総会の特別決議日（平成17年6月29日）（平成17年7月29日取締役会決議）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（個）	3,790
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	379,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	554
新株予約権の行使期間	平成19年6月30日～平成23年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円）	発行価額 554 資本組入額 277
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあることを要する。 その他の条件は、新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

2 当社が株式分割等により発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

3 当社が株式分割等により発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価額を調整いたします。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 当社は平成19年1月1日付で株式1株につき、5株の株式分割を行っております。新株予約権の行使時の払込金額については、当該株式分割後の数値を記載しております。

第6回 新株予約権

(平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づくストックオプションに係るもの)

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)(平成18年3月24日取締役会決議)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	950
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	95,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	830
新株予約権の行使期間	平成19年6月30日～平成23年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 830 資本組入額 415
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあることを要する。 その他の条件は、新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

2 当社が株式分割等により発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

3 当社が株式分割等により発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価額を調整いたします。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行} \times \text{調整前} + \text{新規発行} \times 1 \text{株当たり}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \times \text{払込価額}$$

4 当社は平成19年1月1日付で株式1株につき、5株の株式分割を行っております。新株予約権の行使時の払込金額については、当該株式分割後の数値を記載しております。

第7回 新株予約権

(会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストックオプションに係るもの)

株主総会の特別決議日(平成18年6月29日)(平成18年10月6日取締役会決議)	
第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)	
新株予約権の数(個)	2,880
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	288,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	752
新株予約権の行使期間	平成20年6月30日～平成24年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 752 資本組入額 376
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあることを要する。 その他の条件は、新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

2 当社が株式分割等により発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

3 当社が株式分割等により発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価額を調整いたします。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行} \times \text{調整前} + \text{新規発行} \times 1 \text{株当たり}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \times \text{払込価額}$$

4 当社は平成19年1月1日付で株式1株につき、5株の株式分割を行っております。新株予約権の行使時の払込金額については、当該株式分割後の数値を記載しております。

第8回 新株予約権

(会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストックオプションに係るもの)

株主総会の特別決議日(平成18年6月29日)(平成18年10月6日取締役会決議)	
第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)	
新株予約権の数(個)	3,150
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	315,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	752
新株予約権の行使期間	平成20年10月7日～平成24年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 752 資本組入額 376
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあることを要する。その他の条件は、新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

2 当社が株式分割等により発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

3 当社が株式分割等により発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価額を調整いたします。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 当社は平成19年1月1日付で株式1株につき、5株の株式分割を行っております。新株予約権の行使時の払込金額については、当該株式分割後の数値を記載しております。

第9回 新株予約権

(会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストックオプションに係るもの)

株主総会の特別決議日(平成19年6月28日)(平成19年6月28日取締役会決議)	
第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)	
新株予約権の数(個)	8,065
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	806,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	633
新株予約権の行使期間	平成21年6月29日～平成25年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 633 資本組入額 316.5
新株予約権の行使の条件	当社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位を失った後も、一定要件に該当する場合を除き、これを行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

2 当社が株式分割等により発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

3 当社が株式分割等により発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価額を調整いたします。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 新株予約権者が、次の事由のいずれかに該当する場合は、新株予約権を行使することができない。

取締役、監査役もしくは顧問が解任され、又は正当な理由なく辞任した場合

従業員が解雇された場合

取締役、監査役、従業員又は顧問が、当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社の利益に反する行為を行ったと認められる場合

取締役、監査役の在任期間が1年に満たず、又は割当日から6か月に満たない場合

退職した従業員(管理職を除く。)の在籍期間が3年に満たず、又は割当日から1年に満たない場合

退職した従業員(管理職)、顧問の在籍期間が1年に満たず、又は割当日から1年に満たない場合

その他の権利行使の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

第10回 新株予約権

(会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストックオプションに係るもの)

株主総会の特別決議日（平成20年6月27日）（平成20年6月27日取締役会決議）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（個）	7,560
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	756,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	312
新株予約権の行使期間	平成22年6月28日～平成26年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円）	発行価額 312 資本組入額 156
新株予約権の行使の条件	当社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位を失った後も、一定要件に該当する場合を除き、これを行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

2 当社が株式分割等により発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

3 当社が株式分割等により発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価額を調整いたします。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 新株予約権者が、次の事由のいずれかに該当する場合は、新株予約権を行使することができない。

取締役、監査役もしくは顧問が解任され、又は正当な理由なく辞任した場合

従業員が解雇された場合

取締役、監査役、従業員又は顧問が、当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社の利益に反する行為を行ったと認められる場合

取締役、監査役の在任期間が1年に満たず、又は割当日から6か月に満たない場合

退職した従業員（管理職を除く。）の在籍期間が3年に満たず、又は割当日から1年に満たない場合

退職した従業員（管理職）、顧問の在籍期間が1年に満たず、又は割当日から1年に満たない場合

その他の権利行使の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

第11回 新株予約権

(会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストックオプションに係るもの)

株主総会の特別決議日（平成21年6月26日）（平成21年6月26日取締役会決議）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（個）	8,030
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	803,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	255
新株予約権の行使期間	平成23年6月27日～平成27年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円）	発行価額 255 資本組入額 127.5
新株予約権の行使の条件	当社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位を失った後も、一定要件に該当する場合を除き、これを行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

2 当社が株式分割等により発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

3 当社が株式分割等により発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価額を調整いたします。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 新株予約権者が、次の事由のいずれかに該当する場合は、新株予約権を行使することができない。

取締役、監査役もしくは顧問が解任され、又は正当な理由なく辞任した場合

従業員が解雇された場合

取締役、監査役、従業員又は顧問が、当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社の利益に反する行為を行ったと認められる場合

取締役、監査役の在任期間が1年に満たず、又は割当日から6か月に満たない場合

退職した従業員（管理職を除く。）の在籍期間が3年に満たず、又は割当日から1年に満たない場合

退職した従業員（管理職）、顧問の在籍期間が1年に満たず、又は割当日から1年に満たない場合

その他の権利行使の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

第12回 新株予約権

(会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストックオプションに係るもの)

株主総会の特別決議日(平成22年6月29日)(平成22年6月29日取締役会決議)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	8,635
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	863,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	260
新株予約権の行使期間	平成24年6月30日～平成28年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 260 資本組入額 130
新株予約権の行使の条件	当社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位を失った後も、一定要件に該当する場合を除き、これを行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

2 当社が株式分割等により発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

3 当社が株式分割等により発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価額を調整いたします。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 新株予約権者が、次の事由のいずれかに該当する場合は、新株予約権を行使することができない。

取締役、監査役もしくは顧問が解任され、又は正当な理由なく辞任した場合

従業員が解雇された場合

取締役、監査役、従業員又は顧問が、当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社の利益に反する行為を行ったと認められる場合

取締役、監査役の在任期間が1年に満たず、又は割当日から6か月に満たない場合

退職した従業員(管理職を除く。)の在籍期間が3年に満たず、又は割当日から1年に満たない場合

退職した従業員(管理職)、顧問の在籍期間が1年に満たず、又は割当日から1年に満たない場合

その他の権利行使の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年12月31日		11,529,000		2,032,626		2,179,226

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 937,600		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,590,500	105,905	同上
単元未満株式	普通株式 900		同上
発行済株式総数	11,529,000		
総株主の議決権		105,905	

(注) 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式2株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社極楽湯	東京都千代田区麹町 二丁目4番地	937,600		937,600	8.13
計		937,600		937,600	8.13

(注) 上記は、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしておりますが、平成22年12月31日現在、自己株式を937,675株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合8.13%)保有しております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	300	292	270	260	254	293	249	248	250
最低(円)	286	248	250	242	237	241	231	229	236

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月11日以前は大阪証券取引所(JASDAQ市場)におけるものであり、平成22年10月12日以降は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、本四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、ビーエー東京監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,311,752	1,134,920
売掛金	67,609	92,671
たな卸資産	¹ 66,906	¹ 30,457
繰延税金資産	15,491	24,469
未収還付法人税等	45,227	-
その他	214,678	240,961
流動資産合計	1,721,665	1,523,481
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	^{2, 3} 4,303,178	^{2, 3} 3,752,755
工具、器具及び備品(純額)	² 115,355	² 101,482
リース資産(純額)	^{2, 4} 2,298,901	^{2, 4} 3,134,893
土地	244,250	244,250
建設仮勘定	99,657	82,555
有形固定資産合計	7,061,343	7,315,937
無形固定資産		
リース資産	22,776	35,180
その他	70,800	80,300
無形固定資産合計	93,576	115,480
投資その他の資産		
投資有価証券	64,592	74,205
繰延税金資産	396,839	289,665
敷金及び保証金	⁵ 3,017,721	⁵ 3,694,093
破産更生債権等	87,544	-
その他	694,236	787,904
貸倒引当金	87,544	49,144
投資その他の資産合計	4,173,388	4,796,724
固定資産合計	11,328,309	12,228,143
資産合計	13,049,974	13,751,625

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	314,722	266,182
短期借入金	500,000	824,500
1年内償還予定の社債	84,000	84,000
1年内返済予定の長期借入金	1,178,320	957,500
未払金	253,791	296,077
未払法人税等	114	85,711
リース債務	4 2,345,883	4 411,572
賞与引当金	24,238	45,115
その他	620,983	606,978
流動負債合計	5,322,055	3,577,638
固定負債		
社債	96,000	138,000
長期借入金	2,518,020	2,069,300
リース債務	40,105	4 3,044,658
退職給付引当金	52,337	45,085
資産除去債務	340,977	-
その他	174,760	186,568
固定負債合計	3,222,201	5,483,613
負債合計	8,544,256	9,061,251
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,032,626	2,032,626
資本剰余金	2,179,226	2,179,226
利益剰余金	589,396	795,449
自己株式	466,918	466,875
株主資本合計	4,334,330	4,540,426
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	10,041	11,684
為替換算調整勘定	529	-
評価・換算差額等合計	10,570	11,684
新株予約権	181,957	161,631
純資産合計	4,505,717	4,690,374
負債純資産合計	13,049,974	13,751,625

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	6,886,229	7,147,081
売上原価	6,374,178	6,679,537
売上総利益	512,050	467,543
販売費及び一般管理費	508,842	500,211
営業利益又は営業損失()	3,208	32,667
営業外収益		
協賛金収入	69,866	22,190
その他	61,715	41,534
営業外収益合計	131,581	63,724
営業外費用		
支払利息	108,797	101,126
その他	20,021	8,154
営業外費用合計	128,818	109,281
経常利益又は経常損失()	5,971	78,223
特別利益		
新株予約権戻入益	1,401	423
投資有価証券売却益	167	19,335
固定資産売却益	1,931	-
賞与引当金戻入額	7,068	3,127
特別利益合計	10,569	22,887
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	106,264
投資有価証券評価損	2,109	3,205
固定資産売却損	391	-
固定資産除却損	-	2,708
貸倒引当金繰入額	16,600	38,400
リース解約損	-	18,738
特別損失合計	19,101	169,317
税金等調整前四半期純損失()	2,559	224,654
法人税、住民税及び事業税	62,619	17,171
法人税等調整額	32,563	99,322
法人税等合計	30,056	82,150
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	142,503
四半期純損失()	32,616	142,503

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	2,311,027	2,331,678
売上原価	2,193,781	2,181,212
売上総利益	117,245	150,465
販売費及び一般管理費	155,495	156,265
営業損失()	38,249	5,799
営業外収益		
協賛金収入	35,961	7,142
その他	17,433	15,135
営業外収益合計	53,395	22,278
営業外費用		
支払利息	37,344	31,276
その他	4,303	176
営業外費用合計	41,648	31,452
経常損失()	26,502	14,974
特別利益		
新株予約権戻入益	16	423
投資有価証券売却益	-	19,264
特別利益合計	16	19,687
特別損失		
固定資産売却損	391	-
投資有価証券評価損	2,109	2,452
貸倒引当金繰入額	7,000	-
リース解約損	-	18,738
特別損失合計	9,501	21,190
税金等調整前四半期純損失()	35,987	16,476
法人税、住民税及び事業税	1,987	5,716
法人税等調整額	379	5,033
法人税等合計	2,366	682
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	17,159
四半期純損失()	33,620	17,159

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	2,559	224,654
減価償却費	631,838	701,697
退職給付引当金の増減額(は減少)	10,306	7,251
貸倒引当金の増減額(は減少)	16,600	38,400
賞与引当金の増減額(は減少)	19,301	20,877
受取利息及び受取配当金	11,086	8,520
支払利息及び社債利息	113,011	101,126
デリバティブ評価損益(は益)	16,927	-
投資有価証券評価損益(は益)	2,109	3,205
投資有価証券売却損益(は益)	-	19,335
リース解約損	-	18,738
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	106,264
売上債権の増減額(は増加)	44,426	24,871
たな卸資産の増減額(は増加)	10,933	36,449
未収消費税等の増減額(は増加)	40,128	47,089
未払消費税等の増減額(は減少)	33,073	46,352
仕入債務の増減額(は減少)	32,517	48,540
その他	22,089	33,941
小計	738,890	750,016
利息及び配当金の受取額	4,947	2,712
利息の支払額	98,333	89,281
法人税等の支払額	89,991	142,366
営業活動によるキャッシュ・フロー	555,512	521,081
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	10,000	90,000
定期預金の払戻による収入	-	60,000
有形固定資産の取得による支出	809,749	146,208
有形固定資産の売却による収入	59,991	-
投資有価証券の取得による支出	49,997	-
投資有価証券の売却による収入	9,599	28,511
差入保証金の差入による支出	148,056	21,958
差入保証金の回収による収入	44,878	14,546
貸付けによる支出	470,000	37,000
貸付金の回収による収入	275,866	59,631
建設協力金の支払による支出	128,000	-
その他	12,552	12,734
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,212,913	119,741

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	298,900	324,500
長期借入れによる収入	1,274,000	1,550,000
長期借入金の返済による支出	571,000	880,460
社債の償還による支出	-	42,000
リース債務の返済による支出	331,539	317,446
リース解約等に伴う支払額	-	140,095
配当金の支払額	42,683	62,223
その他	42,908	28,899
財務活動によるキャッシュ・フロー	584,768	245,625
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	8,883
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	72,632	146,831
現金及び現金同等物の期首残高	938,616	1,134,920
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,011,248	1,281,752

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>「資産除去債務に関する会計基準」等の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益はそれぞれ15,077千円減少し、税金等調整前四半期純利益は121,342千円減少しております。</p>

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目を表示しております。</p>
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)	<p>前第3四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「投資有価証券売却損益(は益)」は重要性が増加したため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとしております。なお、前第3四半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「投資有価証券売却損益(は益)」は167千円であります。</p> <p>前第3四半期連結累計期間において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「社債の償還による支出」は重要性が増加したため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとしております。なお、前第3四半期連結累計期間の「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「社債の償還による支出」は42,000千円であります。</p>
	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目を表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)	
1	<p>固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p>
2	<p>経過勘定項目の算定方法 合理的な算定方法による概算額で計上する方法によっております。</p>
3	<p>未実現利益の消去 四半期連結会計期間末在庫高に占める当該棚卸資産の金額及び当該取引に係る損益率を合理的に見積って計算しております。</p>
4	<p>連結会社相互間の債権債務及び取引の相殺消去 連結会社相互間の債権と債務の相殺消去 当該債権の額と債務の額に差異が見られる場合には、合理的な範囲内で当該差異の調整を行わないで債権と債務を相殺消去しております。 連結会社相互間の取引の相殺消去 取引金額に差異がある場合で当該差異の重要性が乏しい時には、親会社の金額に合わせる方法により相殺消去しております。</p>
5	<p>法人税等の算定方法 法人税等の計上は、簡便な方法により計算しております。また、その他影響額の僅少なものについては、一部簡便な方法により計上しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)												
<p>1 たな卸資産の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">商品</td> <td style="text-align: right;">54,416千円</td> </tr> <tr> <td>貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">12,489千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">66,906千円</td> </tr> </table>	商品	54,416千円	貯蔵品	12,489千円	計	66,906千円	<p>1 たな卸資産の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">商品</td> <td style="text-align: right;">23,085千円</td> </tr> <tr> <td>貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">7,371千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">30,457千円</td> </tr> </table>	商品	23,085千円	貯蔵品	7,371千円	計	30,457千円
商品	54,416千円												
貯蔵品	12,489千円												
計	66,906千円												
商品	23,085千円												
貯蔵品	7,371千円												
計	30,457千円												
<p>2 有形固定資産の減価償却累計額 3,353,379千円</p>	<p>2 有形固定資産の減価償却累計額 2,724,186千円</p>												
<p>3 国庫補助金を受けて建物の取得価額から控除している圧縮記帳額は、9,491千円であります。</p>	<p>3 国庫補助金を受けて建物の取得価額から控除している圧縮記帳額は、9,491千円であります。</p>												
<p>4 過年度に店舗の設備等についてセールスアンドリースバック取引を実施しております。当第3四半期連結会計期間末における関連する勘定科目はリース資産、敷金及び保証金、リース債務であります。リース資産及びリース債務の内訳は次のとおりであります。</p> <p>(1) セールスアンドリースバック取引の対象としている資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">リース資産(純額)</td> <td style="text-align: right;">2,227,156千円</td> </tr> </table> <p>(2) セールスアンドリースバックにより発生した債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">リース債務(流動負債)</td> <td style="text-align: right;">2,277,600千円</td> </tr> </table>	リース資産(純額)	2,227,156千円	リース債務(流動負債)	2,277,600千円	<p>4 過年度に店舗の設備等についてセールスアンドリースバック取引を実施しております。当連結会計年度末における関連する勘定科目はリース資産、敷金及び保証金、リース債務であります。リース資産及びリース債務の内訳は次のとおりであります。</p> <p>(1) セールスアンドリースバック取引の対象としている資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">リース資産(純額)</td> <td style="text-align: right;">3,017,403千円</td> </tr> </table> <p>(2) セールスアンドリースバックにより発生した債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">リース債務(固定負債)</td> <td style="text-align: right;">2,968,408千円</td> </tr> <tr> <td>リース債務(流動負債)</td> <td style="text-align: right;">312,475千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,280,883千円</td> </tr> </table>	リース資産(純額)	3,017,403千円	リース債務(固定負債)	2,968,408千円	リース債務(流動負債)	312,475千円	計	3,280,883千円
リース資産(純額)	2,227,156千円												
リース債務(流動負債)	2,277,600千円												
リース資産(純額)	3,017,403千円												
リース債務(固定負債)	2,968,408千円												
リース債務(流動負債)	312,475千円												
計	3,280,883千円												
<p>5 敷金及び保証金は、過年度のリース契約に伴う保証金2,231,228千円を含んでおります。</p>	<p>5 敷金及び保証金は、過年度のリース契約に伴う保証金2,915,012千円を含んでおります。</p>												

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)	
販売費及び一般管理費の主なもの		販売費及び一般管理費の主なもの	
役員報酬	84,030千円	役員報酬	91,410千円
給料手当	107,660千円	給料手当	107,652千円
法定福利費	21,914千円	法定福利費	22,215千円
賞与引当金繰入額	19,458千円	賞与引当金繰入額	21,177千円
退職給付費用	5,069千円	退職給付費用	3,119千円
旅費交通費	28,935千円	旅費交通費	28,833千円
減価償却費	8,785千円	減価償却費	11,682千円
地代家賃	32,951千円	地代家賃	21,191千円

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日至平成22年12月31日)	
販売費及び一般管理費の主なもの		販売費及び一般管理費の主なもの	
役員報酬	28,410千円	役員報酬	31,500千円
給料手当	32,259千円	給料手当	34,581千円
法定福利費	7,044千円	法定福利費	7,378千円
賞与引当金繰入額	4,063千円	賞与引当金繰入額	6,979千円
退職給付費用	1,384千円	退職給付費用	1,094千円
旅費交通費	9,052千円	旅費交通費	9,145千円
減価償却費	2,997千円	減価償却費	3,901千円
地代家賃	11,143千円	地代家賃	6,300千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)	
1 現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間末残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成21年12月31日現在)		1 現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間末残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成22年12月31日現在)	
現金及び預金勘定	875,983千円	現金及び預金勘定	1,311,752千円
預入期間が3か月を超える定期預金	10,000千円	預入期間が3か月を超える定期預金	30,000千円
現金及び現金同等物	865,983千円	現金及び現金同等物	1,281,752千円
		2 重要な非資金取引の内容	
		リースの契約の解約に伴い、「敷金及び保証金」及び「リース債務」がそれぞれ683,784千円相殺されております。	

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	11,529,000

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	937,675

3 新株予約権等の四半期連結会計期間末残高
ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社			181,957
合計			181,957

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	63,549	6	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

当社及び連結子会社の事業は、同一セグメントに属する温浴事業のサービス提供を行っており、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

在外子会社及び重要な在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

【セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

当社グループの事業は、同一セグメントに属する温浴事業のサービス提供を行っており、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

ストック・オプションに係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の株式報酬費用 7,472千円

(資産除去債務関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

資産除去債務が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

変動の内容及び当第3四半期連結累計期間における総額の増減は次のとおりであります。

前連結会計年度末残高(注)	319,350千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	17,795千円
その他増減額(は減少)	3,832千円
当第3四半期連結会計期間末残高	<u>340,977千円</u>

(注) 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しているため、前連結会計年度の末日における残高に代えて、第1四半期連結会計期間の期首における残高を記載しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
408.24円	427.58円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期 連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	4,505,717	4,690,374
普通株式に係る純資産額(千円)	4,323,759	4,528,742
差額の主な内訳(千円) 新株予約権	181,957	161,631
普通株式の発行済株式数(株)	11,529,000	11,529,000
普通株式の自己株式数(株)	937,675	937,500
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (株)	10,591,325	10,591,500

2 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 3.08円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 円	1株当たり四半期純損失金額 13.45円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 円

(注) 1 前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失()(千円)	32,616	142,503
普通株式に係る四半期純損失()(千円)	32,616	142,503
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	10,591,500	10,591,412
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		平成22年6月29日定時株主総会決議ストック・オプション(新株予約権方式)普通株式863,500株これらの詳細については、第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

第3 四半期連結会計期間

前第3 四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)		当第3 四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純損失金額	3.17円	1株当たり四半期純損失金額	1.62円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円

- (注) 1 前第3 四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
当第3 四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 2 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	前第3 四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3 四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失()(千円)	33,620	17,159
普通株式に係る四半期純損失()(千円)	33,620	17,159
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	10,591,500	10,591,334
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第32期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)中間配当については、平成22年10月29日開催の取締役会において、これを行わない旨を決議いたしました。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月12日

株式会社極楽湯
取締役会 御中

ピーエー東京監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 原 伸之 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 谷 田 修 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社極楽湯の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社極楽湯及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

- 1 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、CITIC International Assets Management Limited及びマーチャント・バンカーズ株式会社との間で、3社共同による合併会社Gokurakuyu China Limitedの設立を平成22年1月25日付で正式決定している。
- 2 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、九州地区においてFC加盟店5店舗の閉店を決定している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 2月14日

株式会社極楽湯
取締役会 御中

ピーエー東京監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 原 伸之 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 谷田 修一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社極楽湯の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社極楽湯及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。